

**2025（令和7）年度 日本学生支援機構 大学院 第一種奨学生（授業料後払い制度を含む）
「特に優れた業績による返還免除制度」の採用時返還免除内定候補者（修士課程）申請要領**

1. 制度

「特に優れた業績による返還免除制度」とは

大学院で第一種奨学金（授業料後払い制度を含む）の貸与を受けた学生で、貸与期間中に特に優れた業績を挙げた者として日本学生支援機構が認定した学生を対象に、その奨学金の全額または半額を返還免除する制度です。

通常は、大学院の貸与終了時に募集し、大学院在籍期間での業績で判断するものですが、2023年度から新たな制度として、大学院への進学前に「採用時返還免除内定候補者」を募集する制度が開始されました。

また、2024年度より授業料後払い制度が始まり、返還免除内定者に決定した場合は、第一種奨学金に加え授業料後払い制度も対象となります。

※日本学生支援機構奨学金の返還免除制度の詳細は以下をご覧ください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/gyosekimenjo/index.html>

2. 対象者

2025（令和7）年度に大学院修士課程への進学を希望し、日本学生支援機構の第一種奨学金（授業料後払い制度を含む）を貸与予定で、以下の（1）～（3）のいずれも満たす必要があります。

- （1）大学学部等において修学支援新制度を利用していること又は住民税非課税世帯であること。
- （2）特定分野（「科学技術イノベーション創出に寄与する分野（情報・AI、量子、マテリアル等）」又は「大学の強みや地域の強み等を生かした分野」）への進学を希望していること。

※日本学生支援機構が定める特定分野に該当する本学の研究科は以下のとおり。

日本学生支援機構が定める特定分野	該当する本学の研究科
科学技術イノベーション創出に寄与する分野（情報・AI、量子、マテリアル等）	先端理工学研究科・農学研究科
大学の強みや地域の強み等を生かした分野	文学研究科・法学研究科・経済学研究科・経営学研究科・社会科学研究科・実践真宗学研究科・政策学研究科・国際学研究科・心理学研究科

- （3）将来、上記（2）に記載の特定分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要能力を備えて活動することができると認められる者。

※留学生は除く。外国籍の学生の場合は「法定特別永住者」、「永住者」、「定住者」等のみが対象となります。

3. 申請の流れ

①申請書類の取得

※ホームページからダウンロードして取得してください。



②識別番号（ユーザ ID・パスワード）の付与

※スカラネットによる申し込みをする際に必要です。付与を希望する旨、メールにて申し出てください。大学からメールにて付与します。

メールタイトルに「日本学生支援機構奨学金返還免除内定制度（修士課程）申請にかかる識別番号（ユーザ ID・パスワード）の付与希望」と記載し、進学予定の研究科名、氏名を記載の上、以下メールアドレスにお送りください。

送信先 : shogakukin@ad.ryukoku.ac.jp



③申請書類を大学へ提出（2025 年 1 月 17 日まで）

※原則、窓口で提出をしてください。窓口での提出が難しい場合は、郵送で提出してください。



④スカラネットによる申し込み（2025 年 1 月 17 日まで）

※スカラネット入力下書き用紙を参考に、スカラネット（日本学生支援機構のホームページ）で WEB 申込してください。

スカラネット用ホームページアドレス（URL） <https://www.sas.jasso.go.jp>



⑤学内選考を経て大学から日本学生支援機構へ推薦



⑥日本学生支援機構から採否結果の通知（2025 年 7 月下旬）

4. 申請書類

- 修正テープの使用、訂正印のない修正がある書類は、一切受理しません。
- ボールペンでの記入または EXCEL を用いて作成してください。
- ① 「採用時返還免除内定候補者願<修士課程>」（本学所定様式）
- ② スカラネット入力下書き用紙（※提出不要。スカラネット入力時にご利用ください。）
- ③ 「学業成績証明書」（本学出身者は証明書発行機から発行）※原本に限ります。
- ④ 【修学支援新制度受給中の方のみ】支援区分と支援期間がわかるスカラネット・パーソナルの画面のコピー
- ⑤ 【修学支援新制度を受給していない方のみ】住民税非課税証明書
学生本人及び生計維持者※にかかる令和 6 年度（令和 5 年分）の所得・課税証明書または非課税証明書を提出してください。
※学生本人及び生計維持者（父母がいる場合は原則として父母 2 名）の所得証明書等（取得可能な最新の年度のもの）により、全員の住民税所得割額が非課税であることが申請の条件です。

5. 申請場所

龍谷大学 学生部（深草・瀬田）〈窓口または郵送〉

※所属するキャンパスの学生部で申請してください。

※郵送の場合は、下記の宛先に簡易書留やレターパック等、必ずご自身で追跡履歴の確認できる形での郵送をお願い致します。封筒の表に、「日本学生支援機構奨学金採用時返還免除内定候補者願<修士課程>在中」と記載してください。

【郵送先】

（深草・大宮キャンパス）

〒612-8577 京都府京都市伏見区深草塚本町 67 龍谷大学学生部 奨学金担当宛
（瀬田キャンパス）

〒520-2194 滋賀県大津市瀬田大江町横谷 1-5 龍谷大学学生部 奨学金担当宛

6. 申請締切

申請書類の提出およびスカラネットへの入力を以下日時までに行ってください。

場所	日時
学生部（深草）	<u>2025 年 1 月 17 日（金） 16:00 まで</u> 平日 10:30～17:00 開室 （毎週火曜日は 10:45～受付開始） 土日祝日は閉室
学生部（瀬田）	

※最終日 1 月 17 日（金）は受付時間を 16:00 までといたします。

※郵送の場合は、**1 月 17 日（金） 必着**です。

7. 選考・結果発表

学内選考・推薦の後、日本学生支援機構が内定候補者を決定します（2025 年 7 月下旬予定）。

内定候補者には、日本学生支援機構から採否結果が通知されます。

なお、内定候補者として大学から推薦をしても、日本学生支援機構での審査の結果、認定されない場合がありますので、ご承知おきください。

8. 注意事項

- (1) 内定候補者となった大学院以外に進学した場合は、その資格を失います。
- (2) **第一種奨学金（授業料後払い制度を含む）の申し込みは、内定候補者の申請とは別に行う必要があります。**大学院入学後、6 か月以内に第一種奨学生（授業料後払い制度奨学生）として採用される必要があることから、大学院の予約採用もしくは修士課程進学後の 4 月に在学採用で申し込みをし、採用されなければなりません。
- (3) **内定者として決定された場合も、奨学金貸与終了年度に改めて返還免除の申請が必要です。**
- (4) 内定者となった後も、2 年生への進級時に内定者として相応しい成績を修めているか中間評価がなされます。内定者として相応しい成績を修めていない場合は、「内定取消」となります。なお、中間評価において、本人が行う手続きはありません。
- (5) 年間を通じて以下に該当する場合、「内定取消」となり、内定候補者としての資格を失います。
 - ①貸与中の奨学金について「停止」「廃止」「警告」の処置を受けた場合
 - ②修業年限内に課程を修了する見込みがなくなったとき※内定取消後も、従来の奨学金終了年度の「特に優れた業績による返還免除」に申請することができます。
- (6) 今回の内定候補者に採用されなかったとしても、従来の奨学金貸与終了年度の「特に優れた業績による返還免除」に申請することができます。
- (7) 内定は、大学院入学後に採用された最初の第一種奨学金（授業料後払い制度を含む）にのみ適用されます。例えば、1 年生の春に授業料後払い制度に採用され、2 年生の進級時に後払い制度を辞退して第一種奨学金に採用された場合、後に採用された第一種奨学金には内定制度が適用されません。逆の場合も同様です。1 年生の終了時（辞退時）に貸与を終了した場合、貸与終了年度の「特に優れた業績による返還免除」に申請する必要があります。（貸与を終了した年度が基準となり、辞退した年に推薦が必要となります。）

9. 問い合わせ先

龍谷大学 学生部（深草・瀬田）shogakukin@ad.ryukoku.ac.jp

以上